

平成18年度貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	5,010	保険契約準備金	136,839
現金	7	支払備金	3,342
預貯金	5,003	責任準備金	133,496
コールローン	3,157	契約者配当準備金	0
有価証券	137,577	代理店借	425
国債	70,258	再保険借	42
株式	0	その他負債	1,035
外国証券	16,718	未払法人税等	3
その他の証券	50,600	未払金	66
貸付金	806	未払費用	409
保険約款貸付	806	預り金	79
無形固定資産	1	仮受金	475
その他の無形固定資産	1	特別法上の準備金	282
代理店貸	14	価格変動準備金	282
再保険貸	62	繰延税金負債	389
その他資産	1,486	負債の部 合計	139,014
未収金	823	(純資産の部)	
前払費用	128	資本金	38,500
未収収益	179	資本剰余金	17,500
預託金	165	資本準備金	17,500
金融派生商品	156	利益剰余金	47,616
仮払金	29	その他利益剰余金	47,616
その他の資産	3	繰越利益剰余金	47,616
貸倒引当金	32	株主資本合計	8,383
		その他有価証券評価差額金	686
		評価・換算差額等合計	686
		純資産の部 合計	9,069
資産の部合計	148,084	負債及び純資産の部合計	148,084

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券（現金及び預貯金のうち有価証券に準じるものを含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、

その他の有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価のないものについては移動平均法による原価法によっております。なお、その他の有価証券の評価差額については、外貨建債券に係る換算差額のうち時価の変動に係る換算差額以外の換算差額については為替差損益として処理しているほかは、全部純資産直入法により処理しております。

(2) デリバティブ取引の評価は時価法によっております。

- (3) 有形固定資産（平成10年4月1日以降に取得した建物を除く）の減価償却の方法は定率法により、平成10年4月1日以降に取得した建物の減価償却の方法は定額法により行なっております。

なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。

(4) 外貨建資産・負債は、事業年度末日の為替相場により円換算しております。

- (5) 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しておりますが、過去の一定期間における貸倒実績がない債権については、格付機関が公表しているデフォルト率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づいて、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

- (6) 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

(7) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

- (8) 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。

標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）

標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式。ただし、特別勘定にかかる保険料積立金については、保険業法施行規則69条第4項3号に定める方式。

また、将来にわたっての健全性を確保するための追加責任準備金を平成22年3月期までの期間にわたり計画的に追加して積み立てております。

- (9) 自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行なっております。

2. 会計方針の変更

当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、9,069百万円であります。

3. 表示方法の変更

保険業法施行規則別紙様式が改正されたことにより、次のとおり表示方法を変更しております。

- (1) 前事業年度において「その他の資産」に含めていた「無形固定資産」は、当事業年度からは「無形固定資産」として区分掲記しております。なお、前事業年度において「その他の資産」に含めていた「無形固定資産」は1百万円であります。

- (2) 前事業年度において区分掲記していた「株式等評価差額金」は、当事業年度からは「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
- (3) 前事業年度において、「価格変動準備金」と掲記されていたものは、当事業年度から「特別法上の準備金」の内訳として表示しております。
4. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権は、いずれもありません。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。
- 3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算として3ヶ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。
5. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定の資産の額は32,547百万円であります。なお、負債の額も同額であります。
6. 関係会社に対する金銭債務の総額は4百万円であります。
7. 繰延税金資産はビジネスプランにおける今後5年間の収支見通し及び税務上の繰越欠損金の額からみて、将来の税金負担額に影響を与えないと判断したため計上しておりません。繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は繰越欠損金13,021百万円であります。繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額389百万円であります。
8. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。
- | | |
|----------------|------|
| 前事業年度末残高 | 0百万円 |
| 当事業年度契約者配当金支払額 | -百万円 |
| 利息による増加等 | 0百万円 |
| 契約者配当準備金戻入額 | 0百万円 |
| 当事業年度末残高 | 0百万円 |
9. 担保に供している資産及び担保に係る債務は次のとおりです。
- (1) 担保に供している資産の内容及びその金額
- | | |
|----|--------|
| 国債 | 304百万円 |
|----|--------|
- (2) 担保に係る債務の金額
- | | |
|---------------------------------|--------|
| 生命保険契約者保護機構が承継した旧保険契約者保護基金に係る債務 | 27百万円 |
| 生命保険契約者保護機構に係る債務 | 112百万円 |
10. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金の金額は56百万円であります。
11. 1株当たり純資産は8,098円21銭であります。
12. 外貨建資産の額は、11,601百万円であります。（主な外貨額62百万米ドル、22百万ユーロ）
外貨建負債の額は、4百万円あります。（主な外貨額185千香港ドル）
13. 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第140条第5項の規定に基づき生命保険契約者保護機構が承継した旧保険契約者保護基金に対する当事業年度末における当社の今後の負担見積額は8百万円あります。
- なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。
14. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当事業年度末における当社の今後の負担見積額は338百万円あります。
- なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。
15. 責任準備金対応債券に係る貸借対照表計上額は69,661百万円、時価は69,313百万円あります。
- なお、責任準備金対応債券のリスク管理方針の概要は次の通りであります。
- 責任準備金対応債券の区分については、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づき、個人保険のうち、医療保険、終身保険、養老保険、がん保険の小区分を設定しております。
- それぞれの小区分における責任準備金と責任準備金対応債券のデュレーションを一定範囲内でマッチングさせることにより、金利変動リスクを管理しております。当該責任準備金の額な

らびにデュレーションと、責任準備金対応債券の簿価ならびにデュレーションについては、リスク管理部門がモニタリングを行っております。この結果をもとに、投資委員会が責任準備金対応債券への資金配分ならびに目標デュレーションの見直しを四半期毎に行っております。

16. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

平成 1 8 年 度 損 益 計 算 書

〔 平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	35,806
保険料等収入	32,029
保険料	31,913
再保険収入	116
資産運用収益	3,769
利息及び配当金等収入	2,129
預貯金利息	0
有価証券利息・配当金	2,109
貸付金利息	17
その他利息配当金	1
有価証券売却益	573
特定勘定資産運用益	1,065
その他経常収益	7
その他の経常収益	7
経常費用	41,815
保険金等支払金	19,679
保険金	2,582
給付金	1,205
解約返戻金	15,450
その他返戻金	308
再保険料	133
責任準備金等繰入額	15,319
支払備金繰入額	1,217
責任準備金繰入額	14,102
契約者配当金積立利息繰入額	0
資産運用費用	939
支払利息	1
有価証券売却損	792
金融派生商品費用	23
為替差損	2
貸倒引当金繰入額	4
その他運用費用	115
事業費	5,756
その他経常費用	119
税金	117
その他の経常費用	2
経常損失	6,008
特別利益	0
その他特別利益	0
特別損失	534
減損損失	245
価格変動準備金繰入額	29
その他特別損失	259
契約者配当準備金戻入額	0
税引前当期純損失	6,543
法人税及び住民税	3
当期純損失	6,546

1. 表示方法の変更
保険業法施行規則別紙様式が改正されたことにより、当事業年度から損益計算書の末尾を当期純損失としております。
2. 関係会社との取引による費用の総額は51百万円であります。
3. 有価証券売却益の主な内訳は、外国証券 192百万円、その他の証券 381百万円であります。
4. 有価証券売却損の主な内訳は、国債 43百万円、その他の証券 749百万円であります。
5. 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は56百万円であります。
6. 1株当たり当期純損失は5,845円46銭であります。算定上の基礎である当期純損失及び普通株式に係る当期純損失はともに6,546百万円、普通株式の期中平均株数は1,120千株であります。
7. 当事業年度における固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりであります。
 - (1) 資産をグルーピングした方法
保険営業等の用に供している有形固定資産について、保険営業全体で1つの資産グループとしております。
 - (2) 減損損失の認識に至った経緯と減損損失の内訳
当面の保険料収入水準を前提に、保険営業に係る将来キャッシュフローによって帳簿価額の回収が見込まれない資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(245百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。
 - (3) 回収可能価額の算定方法
回収可能価額は、資産グループの継続使用と使用後の処分によって見込まれる将来キャッシュフローの現在価値により算定される使用価値により算定しております。
8. その他特別損失は、事業構造転換に伴う希望退職者への割増退職金等であります。
9. 関連当事者との取引に関する注記は次のとおりであります。

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合
親会社の子会社	ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区	649百万円	金融業	-

関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員の兼任等	事業上の関係				
役員1名	投資顧問及び資産運用委託	投資顧問料及び資産運用報酬の支払	160百万円	未払費用	23百万円

10. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。